

訪問看護事務処理一覧表 ※医療と介護がありそれぞれ、手続きが異なります

| 訪問看護 | 申請種類     | 必要となる手続きの申請先        |                     |                     |                     |                                                  |
|------|----------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------------------------|
|      |          | 生活保護法による<br>医療機関の指定 | 生活保護法による<br>介護機関の指定 | 健康保険法による<br>医療機関の指定 | 介護保険法による<br>介護機関の指定 | 備考                                               |
|      | 新規指定     | 保護管理課               | チャーがんじゅう課           | 厚生局                 | チャーがんじゅう課           | 生活保護法による医療機関の指定は、介護と別で保護課管理課へ申請が必要。厚生局との情報連携はない。 |
|      | 更新申請     | 保護管理課               | 更新制度なし              | 更新制度なし              | チャーがんじゅう課           | 医療は保護課へ更新申請書の提出が必要。生活保護法の介護は更新不要。                |
|      | 変更       | 保護管理課               | 保護管理課               | 厚生局                 | チャーがんじゅう課           | 厚生局、チャーがんじゅう課とは別で保護管理課へも申請が必要。                   |
|      | 休止<br>廃止 | 保護管理課               | 保護管理課               | 厚生局                 | チャーがんじゅう課           | 厚生局、チャーがんじゅう課とは別で保護管理課へも申請が必要。                   |

※訪問看護は、厚生局との情報連動の対象外のため、生活保護法による医療機関の指定を受ける場合、那覇市保護管理課への申請が必要です。

※生活保護法による介護機関の指定について、新規指定はチャーがんじゅう課と連動して、みなし指定となりますが、指定以降に発生した手続き（変更・廃止など）はチャーがんじゅう課と連動していないため、那覇市保護管理課への申請が必要です。

※チャーがんじゅう課で介護指定受け、生活保護の介護機関のみなし指定を受けた事業所で、生活保護法による医療機関の指定を希望する場合は、別途、那覇市保護管理課への申請が必要です。